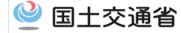
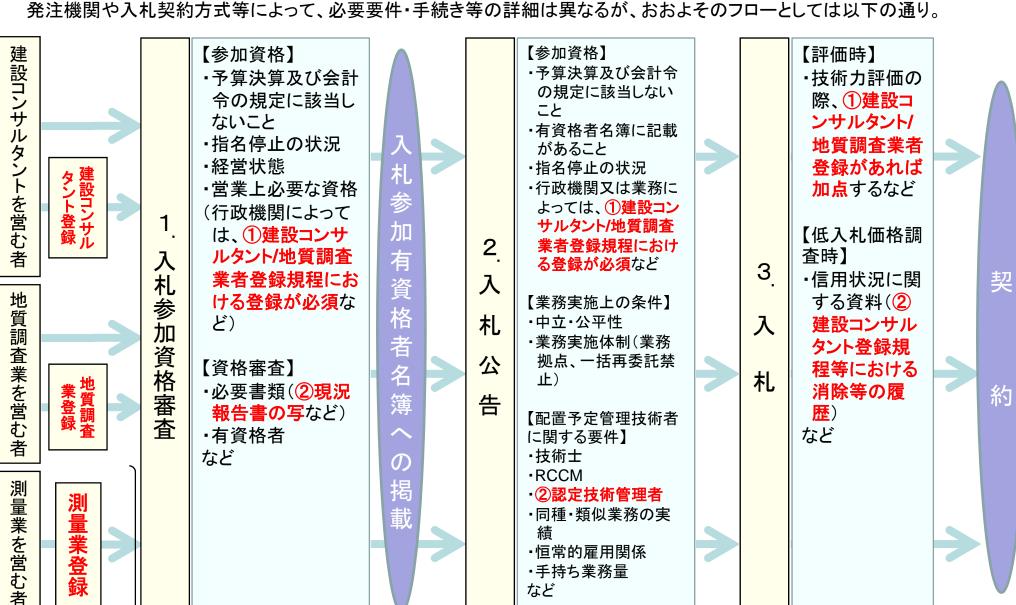
登録制度の活用状況



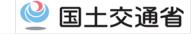
公共機関における入札契約フローと登録制度の活用



※ 国土交通省における業者選定要領、及び個別業務の入札公告を基に作成。 発注機関や入札契約方式等によって、必要要件・手続き等の詳細は異なるが、おおよそのフローとしては以下の通り。



※測量業については公共測量等の営業を行う上で測量法に基づく登録が必須なので、参考として掲載



- 1. 入札参加資格審査段階での登録制度の活用
 - ② 業者選定要領における現況報告書(写)の活用

表. 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領における各業種の取り扱い (建設省厚第50号 昭和45年12月10日、最終改正 平成21年3月27日 国地契第57号)

業種	登録	要件
土木コンサル	任意	申請に必要な書類の一部を以下の書類をもって代えることができる。
		・建設コンサルタント登録業者:建設コンサルタント登録規程第七条に規定する現況報告書の写し
		・地質調査業登録業者:地質調査業者登録規程第七条に規定する現況報告書の写し
地質調査	任意	申請に必要な書類の一部を以下の書類をもって代えることができる。
		・建設コンサルタント登録業者:建設コンサルタント登録規程第七条に規定する現況報告書の写し
		・地質調査業登録業者:地質調査業者登録規程第七条に規定する現況報告書の写し

表、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領における提出書類一覧

	1. 資格審査申請書
	2. 添付書類
	(1)業態調書
提	(2)営業所一覧表
出書類	(3)技術者経歴書
書	(4)登記事項証明書
翔	(5)営業に関し、法律上必要とする登録の証明書
	(6)貸借対照表等
	(7)納税証明書の写し(国税)

※建コン・地質登録を受けた者は現況報告書をもって(3)(4)(6)の提出を省略可)



現況報告書に関する省庁間での申合せ事項

競争契約参加資格審査手続きの簡素合理化のため、建設関連業者登録制度における現況報告書の活用について、建設省(当時)をはじめとした各省庁間で申合せを行っている。

競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ〔抄〕

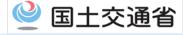
競争契約参加資格審査手続における申請者の負担の軽減及び資格審査実施機関の審査事務の合理化を推進するため、次の措置を講じることとする。

- 1 単一資格審査制の推進(略)
- 2 申請書類の簡素化 (1) (略)
 - (2) 建設コンサルタント等登録業者に係る現況報告書の副本の活用 建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントの測量等に係る資格審査の申請 書類については、建設大臣の確認印を受けた現況報告書の副本の写しを積極的に活用する ことにより、測量等実績調書、技術者経歴書、登記簿謄本又は身元証明書、財務諸表類等添 付書類の省略化を図る。
- 3 申請手続の簡素化等(略)
- 4 資格審査基準の適正化及び公表(略)

上記のとおり申合せを行う。

内閣総理大臣官房会計課長 北海道開発庁総務課長 科学技術庁長官官房会計課長 沖縄開発庁総務局会計課長 法務大臣官房会計課長 大蔵省大臣官房会計課長 厚生省大臣官房会計課長 通商産業大臣官房会計課長 郵政大臣官房会計課長 郵政大臣官房会計課長 平成 6年 1月12日

警察庁長官官房会計課長 防衛庁長官官房会計課長 環境庁長官官房会計課長 国土庁長官官房会計課長 国土庁長官房会計課長 文部大臣官房会計課長 支部省大臣官房会計課 運輸省大臣官房会計課長 受動大臣官房会計課長 自治大臣官房会計課長



2. 入札公告段階での登録制度の活用

① 入札参加の資格要件として建設コンサルタント/地質調査業者登録を 必須要件としている例 (中部地方整備局木曽川上流河川事務所)

地質調査業務の例(地質調査)

業務の概要

- (1) 業務名 平成20年度 木曽川上流管内土質調査(電子入札対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、災害復旧の矢板施工、出張所庁舎の耐震補強、排水機場の貯油槽の 詳細設計の基礎資料とするため、ボーリング調査を実施するものである。
- (3)業務の詳細な説明

機械ボーリング 12孔

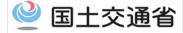
標準貫入試験 12孔

解析

1式

入札参加者を選定するための基準(抜粋)

			評価の着目点	備考
			判断基準	
資	技術部門	地質調査業者登録	下記の順位で評価する。	
格	格登録		① 地質調査業者登録あり	
要	要			
件			なお、上記以外の場合は選定しない。	
	格 要	格 登録 要	格 登録 要	資 技術部門 地質調査業者登録



2. 入札公告段階での登録制度の活用

① 認定技術管理者(建設コンサルタント登録規程/地質調査業者登録規程に基づく 国土交通大臣認定)を配置予定管理技術者の要件の一つとしている例

建設コンサルタント業務の例

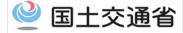
(近畿地方整備局大和川河川事務所)

業務の概要

- (1)業務名 大和川水系分布型洪水予測システム構築業務
- (2)業務内容 本業務は、大和川水系を対象として、レーダ雨量(過去雨量・現況雨量・予測雨量)と分布型流 出モデルを組み合わせた分布型洪水予測システムを新たに構築し、より精度の高い水位変化の予測 システムにより、今後の河川管理に資することを目的とする。
 - 1)分布型洪水予測システムの構築
 - 2) 資料収集·整理、解析
 - 3)洪水予測システムの精度最適化のための定数調整
 - 4) ドキュメントの作成
 - 5) 大和川水系分布型洪水予測システム環境の整理
 - 6)報告書の作成

配置予定管理技術者に対する要件

- ・配置予定管理技術者の資格等
- 以下のいずれかの資格等を有するもの
 - 1. 技術士 (総合技術監理部門:建設部門に関係する選択科目に限る)
 - 2. 技術士(建設部門に限る) ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ上 記部門に4年以上従事している者。
 - 3. RCCM
 - 4. 土木学会特別上級又は上級、1級技術者
 - 5. 工学分野において博士の学位を有する者
 - 6. 同種又は類似業務に関する調査・検討業務の管理技術者の経験もしくは、成果をマネジメントした実務経験を有する者
 - 7. 建設コンサルタント登録規定及び地質調査業者登録規程(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号 及び 718 号) により技術管理者として国土交通大臣に認定された者



3. 入札段階での登録制度の活用

① 業務内容に該当する部門の建設コンサルタント登録あるいは地質調査業者登録があった場合に加点要素としている例 (中国地方整備局中国技術事務所)

建設コンサルタント業務の例

業務の概要

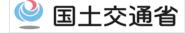
- (1)業務名 路面下空洞調査業務(電子入札対象案件)
- (2)業務内容

本業務は、路面下空洞探査車を使用して中国地方整備局管内の国道の路面下空洞を調査する業務である。

配置予定管理技術者に対する要件

別紙-2 入札参加者を決定するための評価基準

/-	1 1	4	2 八七多加有を伏たするための計画本中							
	評価	Б	評価の着目点			評価のウ				
	項目					判断基準	エート			
	参	資	資	技 術 部	当該部門(土質及び	下記の順位で評価する。				
	加	格	格	門登録	基礎部門・道路部門	① 当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録有	① 8			
	表	•	要		・地質部門) の建設	り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大	②加点し			
	明	実	件		コンサルタント登録	学又は同等と認められる機関。	ない			
	者	績			等	② 当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録無				
	の	等				し。				



- 3. 入札段階での登録制度の活用
 - ② 低入札価格調査制度における活用

建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の運用について(国地契第34号、国官技第172号、国営整第84-4号、国土用第14-5号、平成19年10月5日)において、低入札価格調査時に確認する内容の一つとして、建設コンサルタント登録等における消除等の履歴に関する状況が挙げられている。

2. 建設コンサルタント登録等における消除等の履歴

①照会対象機関の名称:

②履歴内容:

[土木関係の建設コンサルタント業務の場合の記入例]

平成〇〇年〇月 登録

平成〇〇年〇月 消除(理由:建設コンサルタント登録規程第 11 条第

1項第8号に定める「登録を受けた者が

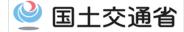
その業務に関し不誠実な行為」(業務に

関する情報の漏洩)を行った。)

平成〇〇年〇月 再登録

[注] 関係機関への照会の結果、消除等の履歴に関する情報が得られた場合に記入すること(情報が得られなかった場合は記載しなくてよい。)。

登録制度の活用状況 (他省庁等)

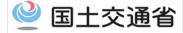


1. 入札参加資格審査段階での登録制度の活用

① 業者選定要領等において、建設コンサルタント/地質調査業者登録を必須要件としている例

	省庁名	要領等		業種	登録	要件
3	独立行政法人	中小企業基盤整備機	要領17第1号	建コン	必要	(競争参加資格)
	中小企業基盤整	構工事等請負業者選	平成17年4月1日			第2条 競争に参加する者に必要な資格(以
	備機構	定事務処理要領				下「競争参加資格」という。)を定めるときは、
						次の各号に定める以外の者とする。
						八 建設コンサルタント業務(建築設計業務
						を除く。)においては <mark>建設コンサルタント登録</mark>
						規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)
						<mark>第2条に規定する登録簿に登録</mark> を受けていな
						い者。
4	独立行政法人	中小企業基盤整備機	要領17第1号	地質	必要	(競争参加資格)
	中小企業基盤整	構工事等請負業者選	平成17年4月1日	調査		第2条 競争に参加する者に必要な資格(以
	備機構	定事務処理要領				下「競争参加資格」という。)を定めるときは、
						次の各号に定める以外の者とする。
						九 地質調査業業務において、 <mark>地質調査業</mark>
						者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第
						718号)第2条に規定する登録簿に登録を受け
						ていない者。
				建コン	必要	(5) 当該業務に必要とする建設コンサルタン
		ント等業務に係る一般				ト登録規程等に基づく登録を有すること。
	森林農地整備セ	競争入札方式の実施	20森林整管第1-			
	ンター	について	900号			

登録制度の活用状況 (他省庁等)



2. 入札公告段階での登録制度の活用

① 入札参加の資格要件として建設コンサルタント/地質調査業者登録を 必須要件としている例 (林野庁、宮内庁等)

<一部抜粋>林野庁業務の例 (一般競争入札)

1. 業務の概要

(1)業務名 治山施設点検調査業務(都城地区)

(2)業務場所 宮崎県都城市地内外

(3)業務内容 治山施設(谷止工·床固工)の点検調査33,742ha 573 施設

(略)

2. 競争参加資格 (略)

(3)建設コンサルタント登録規程に基づき森林土木部門の登録を受けていること。 (略)

<一部抜粋>宮内庁業務の例 (簡易公募型競争入札)

1. 業務概要

(1) 業務名 皇居東御苑自然観察事業推進業務

(2) 業務内容 皇居東御苑における自然観察事業を推進するため, 自然観察で提供すべき自然資源の基礎的情報を調査・整理し、観察のテーマやコースを設定するとともに, 事業の実施・運営体制の検討を行い, 自然観察の基本方針を作成する。 対象区域:皇居東御苑等 面積 約21ha

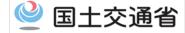
(略)

2. 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格 (略)

②平成21,22年度内閣府における測量・設計コンサルタント等業務競争参加資格において「土木関係建設コンサルタント業務」の「Aランク」又は「Bランク」に格付けされた者であり、建設コンサルタント登録規程に基づいて、建設環境部門又は造園部門の登録を受けている者。 (略)

登録制度の活用状況 (他省庁等)



(その他) 法令等における登録制度の活用

環境省 土壌汚染対策法及び関係省令における活用

環境省では、土壌汚染対策法第12条、及び土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する 省令第2条において、指定調査機関の要件として、建設コンサルタント登録・地質調査業者登録における技術管理 者を置くことを定めている。

土壌汚染対策法及び省令における規定内容

(法第12条)

環境大臣は、第3条第1項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

1 土壌汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める 基準に適合するものであること。 (略)

(省令で定める基準)

・技術的能力に係る基準(省令第2条第2項)

次のいずれかに該当する者で土壌汚染状況調査の技術上の管理をつかさどるもの(技術管理者)を置いていること。

2 地質調査業又は建設コンサルタント業(地質又は土質に係るものに限る。)の技術上の管理をつかさどる者 (略)

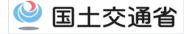
要件の詳細について

(環境省水・大気環境局土壌環境課、「土壌汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き(平成19年12月版)」より引用)

② 省令第2条第2項第2号に該当する者(地質調査業又は建設コンサルタント業(地質又は土質に係るものに限る。)の技術上の管理をつかさどる者)

「地質調査業の技術上の管理をつかさどる者」とは、地質調査業者登録規程による地質調査業者の登録を受けている者が置くものとされている、同規程第3条第1号イ~ハのいずれかの要件に該当する者です。「建設コンサルタント業(地質又は土質に係るものに限る。)の技術上の管理をつかさどる者」とは、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による建設コンサルタントの登録を受けている者(登録部門が「地質部門」又は「土質及び基礎部門」であるものに限る。)が置くものとされている、「地質部門」又は「土質及び基礎部門」に係る同規程第3条第1号イ、口のいずれかの要件に該当する者です。なお、上記の2つの登録規程の要件に該当する者が、実際に2つの登録規程における技術上の管理をつかさどる者として置かれているかどうかについては問いません。また、以上のほか、本要件においては、申請者自身が地質調査業者又は建設コンサルタント(登録部門が「地質部門」又は「土質及び基礎部門」であるもの)の登録を受けている者であることも必要となります。

登録制度の活用状況 (地方公共団体)



1. 入札参加資格審査段階での登録制度の活用

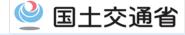
地方公共団体における入札参加資格審査の際の要件として、建設コンサルタント/地質調査業者登録を要件としていたり、財務に関する書類の代替として現況報告書の写を活用したりしている。

① 登録を要件としている例 (宮城県)

<一部抜粋>建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程(昭和61年宮城県告示第1243号)

業務の種類	法令等の登録	部門
測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55	公共測量 その他
	条の規定による登録	
建設コンサル	建設コンサルタント登録規程(昭和52年	河川, 砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木
	建設省タント告示第717号)第5条の規	道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土
	定による登録	木 森林土木 水産土木 造園 都市計画及び地方計
		画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート ト
		ンネル 施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機
		械 電気電子
地質調査	地質調査業者登録規程(昭和52年建設	土質調査 岩盤調査 物理探査 試験・計測 その他
	省告示第718号)第5条の規定による登	
	録	
補償コンサル	補償コンサルタント登録規程(昭和59年	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・
	建設省タント告示第1341号)第5条の	特殊補償 事業損失 補償関連
	規定による登録	
建築設計	建築士法(昭和25年法律第202号)第	建築 電気設備 機械設備 耐震診断
	23条の規定による登録	

登録制度の活用状況(地方公共団体)



1. 入札参加資格審査段階での登録制度の活用

地方公共団体における入札参加資格審査の際の要件として、建設コンサルタント/地質調査業者登録を要件としていたり、財務に関する書類の代替として現況報告書の写を活用したりしている。

② 現況報告書(写)を活用している例 (千葉県いすみ市)

<一部抜粋>いすみ市告示第174号 建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

- (3) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号), 地質調査業 者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)及び補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)により登録された者が当該規程による現況 報告書の写しを添付して申請する場合は, 測量等実績調書及び技術者経歴書を省略することができる。
- (4) 登録証明書の写しは、測量法及び建築士法に基づき登録を受けている者並びに建 設コンサルタント登録 規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規 程により登録を受けている者が提出するものと する。ただし、当該登録を受けていることを証明することができる他の書面をもってこれに代えることができる。 (略)

登録制度の活用状況 (地方公共団体)



2. 入札公告段階での登録制度の活用

① 入札参加の資格要件として建設コンサルタント/地質調査業者登録を 必須要件としている例 (長野県)

建設コンサルタント業務の例 (道路改良に伴う費用便益分析)

業務の概要

(1) 業務名 平成16年度 県単調査(道路改良)事業に伴う業務委託

(2) 業務カ所名 (国) 406号 長野市 村山橋

(3) 業務概要 費用便益分析 一式

一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項(抜粋)

入 札 参 加 資 格 建設コンサルタント(道路又は都市計画部門)業務

業者登録に関する要件

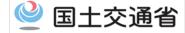
公告日現在において、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による建設コンサルタントの登録(登録部門:道路又は都市計画)を受けていること。

配置技術者に関する要件

管理技術者として、次の資格を有する技術者を配置できること。 (公告日現在において当該資格を有している技術者に限る)

技術士(認定技術管理者を含む)又はRCCM(登録部門:道路又は都市計画)

登録制度の活用状況 (地方公共団体)



2. 入札公告段階での登録制度の活用

① 認定技術管理者(建設コンサルタント登録規程/地質調査業者登録規程に基づく 国土交通大臣認定)を配置予定管理技術者の要件の一つとしている例 (新潟県胎内市)

建設コンサルタント業務の例(下水道部門)

業務の概要

(1) 委託業務名 中条浄化センター長寿命化計画策定業務委託

(2) 履行場所 胎内市 塩津 地内

(3) 業種 建設コンサルタント (下水道部門)

(4) 委託内容 中条浄化センター長寿命化計画策定業務委託

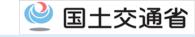
1. 長寿命化計画策定業務 1式

2. 設計協議 1式

入札参加資格

- (1) 胎内市制限付一般競争入札に関する要綱(平成19年告示第61号)第4条の規定により入札参加資格を有すると認められる者であること。
- (2) 胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成17年告示第14号)第6条第1項の入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条に基づく下水道部門に登録されかつ、同規程3条1号の規定する技術者であること。
- (3) 基準を満たす上記記載の技術者を業務に配置できること。
 - (ア) 当該業務を履行しうる建設コンサルタント登録規程3条1号の規定する技術者である者

47都道府県における入札参加資格審査参加要件設定状況



参加要件	団体数
参加要件として、登録制度を活用している団体	20
建設コンサルタントの請負にあっては、建設コンサルタント登録 登録を受けていること	禄規程による 19
うち、「登録規程による登録もしくは実績要件」としている国	2
うち、「登録規程による登録もしくは技術士等の在籍」として	こいる団体 2
うち、県外業者のみに要件を課している団体	3
地質調査の請負にあっては、地質調査業者登録規程の登録を受け	ていること 19
うち、「登録規程による登録もしくは実績要件」としている E	2
うち、「登録規程による登録もしくは技術士等の在籍」として	こいる団体 1
うち、県外業者のみに要件を課している団体	2
参加要件として、登録制度を活用していない団体	27
うち、「技術者が在籍(常勤)していること」としている団体	3
うち、「業務実績を有していること」としている団体	9



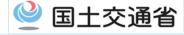
47都道府県における入札参加資格審査欠格要件設定状況

欠格要件	団体数
県税等に未納がある者	27
暴力団が役員等として会社経営に関与していること又は実質的に経 営を支配していると認められた者	1

47都道府県における入札参加資格審査時提出書類

提出書類			
建設コンサルタント登録がある場合、登録通知書	43		
地質調査業者登録がある場合、登録通知書	42		
建設コンサルタント登録もしくは地質調査業者登録がある場合現況報告書	ᆿ、 30		
うち提出資料の省略ができる団体	10		
納税証明書(国税、県税、消費税及び地方消費税等)	46		
業務調書(実績一覧表等)	38		
技術者調書(一覧表、経歴書等)	43		

市町村ヒアリング概要



ヒアリング方法:

入札・契約担当者に電話又は訪問にてヒアリング

• <u>実施時期</u>:

平成21年12月~平成22年1月

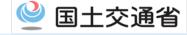
• 対象地方公共団体:

北海道富良野市·湧別町、秋田県湯沢市、宮城県村田町、福島県下郷町、東京都立川市·三鷹市·大田区·葛飾区、山梨県鰍沢町·忍野村、静岡県沼津市、愛知県名古屋市、岐阜県東白川村、福岡県福岡市、大分県大分市(16団体)

ヒアリング項目:

主な入札契約方式、入札参加資格審査の要件、現況報告書の活用状況、入札公告時要件、登録制度の認識ほか

市町村における入札契約方式と登録制度

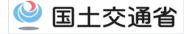


- ほとんどの団体で、主に指名競争入札方式を用いている。(名古屋市等14団体)
- 多くの業務で地域要件と実績要件を定めている。(沼津市等10団体)
- 小規模な市町村ほど「特段の技術力を必要としない業務がほとんどである」との回答であり、市内 もしくは近隣市の業者に発注している。(鰍沢町等6団体)
- 高度な技術力が必要となる業務の場合には、地域要件を県内等に緩和し、業者指名を行っている。(立川市等8団体)
- 一部ではあるが、入札参加資格要件として「登録業者であること」としている団体(名古屋市)や入札公告の要件として「登録業者であること」、「管理技術者に技術士もしくはRCCM等を配置すること」といった条件を課す団体(沼津市、立川市、大田区)もあった。

※団体数は確認のできたもの

表: 市町村の業務発注イメージ

	Me → L) 6 7 	W. 74 o
	業務1	業務 2	業務 3
技術力 (業務の難易度)	特に必要としない業務 (難易度:低)	ある程度の技術力を必要 とする業務 (難易度: 中)	高度な技術力を必要とす る業務(難易度:高)
地域要件	市内業者	市内又は近隣市の業者	県内業者or要件なし
技術者要件	なし	なしor社内に技術士がい ること等	社内に技術士がいること or登録業者等
業務例(イメージ)	資料作成、簡易な設計	道路設計、護岸設計等の うち難易度が高くないも の	道路設計、護岸設計等の うち難易度が高いもの、 下水道計画全般
業務件数	多い	少ない	非常に少ない



- 全て指名競争入札方式で発注している。指名する業者のこともよく知っており、 業務実績要件を課することで十分と考えている。(忍野村)
- 定型的な(簡易な)業務がほとんどであるため、登録業者でなくても問題ない。
- 調査、設計等の業務委託は件数が非常に少なく、少額であるため、当面は現在 の指名競争方式や要件を採用する予定。(鰍沢市)
- 今後一般競争入札等に移行するにあたっては、登録制度等公的な認定を受けた業者であることを要件にするなど、一定の制限が必要と考えている。(沼津市)
- 現時点で、プロポーザル方式や総合評価落札方式の導入は考えていない(そこまで高度な業務はほとんどない)。(湯沢市)
- 入札参加資格審査時には必要最低限の書類しか提出させていない。現況報告書の提出があれば受けているが、情報が多すぎる。(沼津市)

入札契約における登録制度の活用状況のまとめ

札

加

有

資

格

者

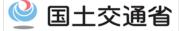
名

簿

(1)

掲

載



- 国土交通省をはじめ国の機関においては、入札参加資格審査、入札公告、入札の各段階で登録制度を何らかの形で活用しているところが多い。ただし、登録を必須要件としているものは少ない。
- 地方公共団体においては主に入札参加資格審査、入札公告段階で活用しているが、都道府県に比べ、市町村では登録制度を活用しているところは少ない。

1. 入札参加資格審査

政府関係機関国土交通省・

- ・現況報告書の写の活用、 提出書類の一部省略として 活用
- ・登録を必須要件とはしていない

都道府県

- ・参加要件として登録制度を 活用している都道府県は 20団体
- ・現況報告書の写を活用している都道府県は30団体

市町村

・指名競争入札が中心の市町村ではほとんどであり、 登録制度を活用していると ころは少ない

2. 入 札 公 告

- ・一部業務において登録を 必須要件としている(地質 調査などに限られる)
- ・配置技術者の要件の一つ として技術管理者を活用
- ・一部業務においては登録 を必須要件としている
- ・登録制度を活用している例 (技術者要件としての活用 など)は比較的多い
- ・定型的な業務において登録制度を活用している例は 少ない
- ・高度な業務について登録を 要件としていることが多い

3. 入 札

- ・総合評価方式における加点要素として活用
- ・低入札調査時における信 用状況の確認として、登録 消除等の履歴について調 査(国土交通省)
- ・登録制度を活用していると ころは少ない
- ・一部で総合評価方式にお ける加点要素などとして活 用
- ・登録制度を活用していると ころは少ない
- ・一部で総合評価方式にお ける加点要素などとして活 用



約